

目次

1. キャッチ・コピー3連発	P 1
2. 無辜の民	P 3
3. 安倍政権の狼狽	P 4
4. 不毛の照合作業	P 7
5. 年金仮払特別措置法	P 10
6. 年金財政	P 13
7. ゲームの理論	P 17

1. キャッチ・コピー3連発

6月になって突如として年金記録問題が出てきて、日本国中、年金で大騒ぎとなっている。国民の怒りは、社会保険庁の年金業務遂行に対する度し難い怠慢に向けられている。しかし、社会保険庁の怠慢など、何も今に始まったことでもあるまいし、もとより社会保険庁の年金記録の杜撰さは、平成9年の基礎年金番号の導入時から指摘されていたのである。いまさらながらの年金記録の杜撰管理が、時の内閣を揺るがすほどの社会的大事件になった。

この国民的大事件の発展過程を冷静に俯瞰してみると、国民の怒りの爆発的拡大は、社会保険庁の怠慢を叱責する3つのキャッチ・コピーがその原動力となっていることが分かる。しかもそれがマスコミにより、連続してきわめて効率よく露出された。「消えた5000万件の年金記録」が第一弾、「歴代社会保険庁長官の高額天下り退職金」が第二段、そして第三弾は「まだある未入力 of 年金記録1430万件」である。このキャッチ・コピー3連発のメッセージには、数千万件、数億円といった金額的超弩級性がある。これでは国民のほぼ全員が自分に直接関係する事象と捉えざるを得ない。またそのメッセージが「これでもか！これでもか！」といった具合に波状的・連続的に覆いかぶさってくるのである。これでは一旦驚き怒った国民は、その怒りの落としどころを失い、底なし沼に落ちていくような恐怖感さえ覚えてしまう。本件年金記録問題は、強い揮発性を内在する扇情性に煽られている。

このキャッチ・コピー三連発を、新聞報道から素直に読み取ると、次のようなストーリーが出来上がる。

かねてより楽をして自分だけいい思いをしたいと考えていた社会保険庁は、国民が汗水た

らした勤労所得より支払った年金掛金の記録の管理を怠り、その年金記録が誰のものか分からなくしてしまった。社会保険庁は、年金記録が将来の国民の年金受給権を確定する基礎であり、国民の老後生活の安定を決定付ける重要なものであることを知りつつ、その管理作業は手間隙がかかるものであることから、あえてその作業を行なわなかったのである。社会保険庁の職員は公務員であり給料も安く、一生懸命まじめに働いたところで出世の可能性などもとれないのであるから、手間隙にかかる作業はやらずに済ませようとする組織文化が蔓延していた。平成9年に基礎年金番号が導入され、それ以前の5000万件の年金記録を基礎年金番号に統合しなければならないことになったが、その膨大な統合作業に対して特別な予算措置もなかったことから、特に何らの統合作業の手配もしなかった。どうせ放置しておけば年金受給者が文句を言うてくるであろうから、そのときに申請書でも書かせて統合すればいいと考えていたのである。この結果、本来の年金が支払われていないことに気がつかない人は、正当な年金受給権を失効することになるのであるが、もともと年金は年金受給権者の請求に基づいて支払われるという申請主義により運営されているのであるから、文句を言うてこない年金受給権者が悪いのであり、社会保険庁が悪いわけではないと考えたのである。

このような度し難い怠慢文化にどっぷりつかった社会保険庁の職員の楽しみは、下級官僚は仕事が楽で何もしなくても誰からも文句を言われず、それでも決して社会保険庁が倒産することなどないという気楽さにあり、中級および高級官僚は在職中の給料は安いものの、退職すれば外郭団体に天下りし、楽して巨額の退職金を手にすることが出来るといううまみにあった。社会保険庁はその管轄下に、社会保険診療報酬支払基金（支払基金）や国保連といった巨大外郭団体、並びに、膨大な数の各種健康保険組合を有し、おいしい天下り先には事欠かないのである。そこで歴代社会保険庁長官は、社会保険庁の年金記録の管理が杜撰で、多くの国民が本来受けるべき正当な年金の受給権を失効させていることを知りつつ、あえてその事実を知らなかったことにして、ぬけぬけと退職金を満額受取っては退官し、その後支払基金などの外郭団体の理事などに次々と天下っては、その都度論外な巨額退職金をせしめて暴利をむさぼっているものである。平成8年には厚生省の岡光おねだり妻事件が発覚し、特別養護老人ホームの建設をめぐる贈収賄事件により、現職厚生事務次官の逮捕を初めとする十数名の厚生省幹部が処分を受けたが、社会保険庁の無責任な天下り体質が見直されることはなかった。

さて、消えた年金記録5000万件と歴代社会保険庁長官の巨額天下り退職金が大騒ぎとなって、改めて社会保険庁の年金記録の管理問題が取り上げられたところ、杜撰な年金記録は消えた5000万件以外にも、旧式の手書き原簿に基づく年金保険料納付記録1430万件があることがばれてしまった。この旧式の記録は、1942年6月から1954年3月までのものであり、社会保険庁はこのうち1954年4月1日以降に厚生年金から脱

退し、1959年3月31日までに再加入していない人の記録1430万件を、「比較的使
用頻度が低い台帳」として、マイクロフィルムに収録して管理していた。これまた社会保
険庁は、年金支給は本人の申請主義により支払われるのであるから、本人が受給年齢に達
したときに文句を言ってくれば、そのときにマイクロフィルムと照合して、基礎年金番号
と統合すればいいと考えていたのである。この結果現在までの長い時間において、本来の
受給権を失効させ、さらには受給権を失効させたまま死亡してしまった人が多く存在す
るはずであるが、それは申請しなかった本人が悪いのであり、社会保険庁が悪いわけでは
ないと考えていた。

2. 無辜の民

このストーリーで浮かび上がるのは、勤勉なる無辜の民と小面憎い小役人集団の社会保
険庁並びに悪徳代官たる社会保険庁長官の見事な三者構造である。人間何が腹が立つとい
って、将来のためにと節約した自分の大切な勤労所得を不当に騙し取られることほど、強い
怒りをもたらすものはない。しかもここで金を騙し取ったのが、普段から小役人の典型と
して嫌われている社会保険庁なのであり、その親分である社会保険庁長官と来た日には、
億円単位の天下り退職金をもらって夢のような豪邸に住んでいるというのである。これ
では国民は、社会保険庁長官のあの豪邸は、国民から騙し取った年金で建てたのではないか
とってしまう。

もともと社会保険庁の年金窓口は、年金の申請を行なう受給権者とその認定を行なう社会
保険庁職員との接触により成り立っている。ここには、老後の年金が欲しいという申請者
に対して、その申請の適否を認定して年金を支払う社会保険庁職員が、年金支給をめぐ
つて争うという対立構造が内在している。そして金が欲しいという人間と、その金を支払
う権限をもっている人間の関係においては、後者が圧倒的に優位な立場にいる。この事は、
年金の原資が実は申請者自身が支払った保険料から成り立っているのであり、何も社会保
険庁の金庫から現金が出てくるものではないと言う事実を前にしても、何ら影響を受けな
い。金に色はついていないのであり、その原資にかかわらず、とりあえず社会保険庁はそ
の金を占有しているのであるから、申請者としてはなんとしても社会保険庁職員のご機嫌
を損ねないようにしなければ、本来の年金が支払ってもらえないのである。当然に社会保
険庁の職員は傲慢になり、不親切・不誠実になるに決まっている。ここでの勤勉は国民年
金会計に不利に作用するのであるから、社会保険庁職員が年金記録をまじめに管理す
ることに対する労働インセンティブは、端から皆無だったことになる。既に過去数十年間の長
い歴史を通じて、社会保険庁は国民からしっかりと憎まれていたのである。

秋になり、自分が一年間汗水たらして耕した田んぼに米が実った。そうしたところ、社会

保険庁という小役人が来てその米の一部を取って行った。小役人が言うには、

「お前たち下々のものは米が実ったと言っては、その米を炊いて食べてしまうだけで、先々のことを考えない。恐れ多くもこのたびお上におかれては、お前たちの老後のためにその米の一部をネンキンというものにしてくださるのである。お前たちはこれで年を取って田仕事が出来なくなっても、お上がネンキンからお前たちの食い扶持を出してくださるのだ。ありがたく米の一部を出せ。」

とのことであった。そこで毎年秋になると米の一部をネンキンに取られ続けてきた。さて、年月は流れて年を取ったので、お上にそのネンキンから約束の食い扶持を出してくれるようをお願いしたところ、

「何を寝ぼけたことを言うのか！お上のネンキンは毎年秋に米を出したものだけがもらえるのであるぞ。お前は不作の時には米を出さなかったではないか！」

と小役人が言う。

「何を仰います、お役人様。オラは不作のときにも、ヒエを食って米をネンキンにお出ししております。」

「証拠があるか。」

「オラたちのようなものに証拠などございませぬ。ございませぬがあの時米をお取りになったのは、お役人様ではありませぬか。」

「何を無礼なことを言う。恐れ多くもお上のネンキンであるぞ。証拠がなければネンキンは出せぬ。ええい、しつこいやつじゃ。下がれ、下がれ！下がらぬか。」

ネンキンがもらえなかった哀れな老人が、役場を追い出されてとぼとぼと家路に着こうとすると、日当たりの良い丘の上にまことに立派なお屋敷があった。老人が、通りすがりの物売りに、その屋敷の主を尋ねると、

「知らぬのか。あれは今をときめく社会保険庁長官様のお屋敷ぞ。」

と言われた。その立派な屋敷を見上げる老人には、もはや明日の米さえなかったのである。

3. 安倍政権の狼狽

年金問題の際限ない拡大に、安倍内閣は激しく狼狽した。当初は安倍内閣も、

「本人が申し出ていただかない限りは、(年金記録は)統合できない。」(5月23日柳澤厚生労働大臣)

とか、

「年金を受取る権利は、その権利の発生から5年を経過したときに時効により消滅する。」

(5月23日柳澤厚生労働大臣)

などと、社会保険庁の小役人と同じ憎々しげな国会答弁を繰り返していたのであるが、国

民世論の大反発の前に全面降伏を余儀なくされた。年金問題の発覚を受けて行なわれた各種世論調査で、安倍内閣の支持率が軒並み急落したからである。

年金問題勃発前の政治状況は、松岡利勝農林水産大臣が5月28日に、赤坂の議員宿舎で自殺をしたことから、政治と金をめぐる問題による安倍政権への不信感が高まっていた時期でもある。安倍総理は、「何とか還元水」でおなじみの松岡農林水産大臣のその場しのぎの国会答弁を終始一貫してかばい続けていた。松岡大臣が現職大臣として議員宿舎で自殺をするという衝撃的な事件に際しても、「松岡大臣が捜査当局に取調を受けていたという事実はないし、取調をする予定もなかったと聞いている。」などと、あとですぐばれる嘘を言っていたのである。(事実、緑資源機構の絡む官製談合事件では、その後松岡大臣の関与を強く疑わせる関係者の供述が出てきたが、松岡大臣の自殺により真相解明が不可能となり、捜査は終結の見込みであると報道されている。)

現職大臣の自殺で足元がふらついている所に、年金問題で真正面からの直撃弾を食らったのであるからたまらない。7月末には参議院選挙がある。年金問題は安倍内閣の死活を決する生命線となった。年金問題の解決のためとして安倍政権が矢継ぎ早に出した政策は次のようなものである。

まず、政府自民党は5月30日に、年金時効撤廃特例法案を衆議院厚生労働委員会で強行採決した。国民年金と厚生年金の受給漏れが判明しながら、年金受給権の5年の時効により泣き寝入りとなっていた受給権が、25万人総額950億円もあることが判明したからである。950億円の内訳は、記録漏れなど加入期間の訂正によるものが534億円、受給権の発生日の変更によるものが393億円とのことである。加入者自身が年金の受給漏れを知っており、社会保険庁もその事実を年金記録で確認できるにもかかわらず、時効の壁に阻まれて正当に支払われなかった25万人950億円の年金は、とりあえずこの法案で救済されることになる。

次に、問題となった誰のものかわからない5000万件の年金記録の照合である。政府はこの「基礎年金番号と未統合の年金データ5000万件」と受給権者の照合を1年で完了させると大見得を切った。ところが5000万件の未統合データの問題とは別に、未入力の手書き原簿による1430万件の年金記録があることが判明し、政府は急遽こちらの手書き原簿の照合を優先させると言い出した。政府は、年金受給者と加入者を合わせた約1億人の年金記録について、

- ①来年5月までに該当者不明の5000万件の記録とコンピューター上で照合する
 - ②社会保険庁や市町村が保管する旧式手書き記録との照合も並行して行う
- という二本立てで、記録もれを解消するというのである。

過去半世紀にわたり管理してこなかった年金記録を、その怠慢の張本人たる社会保険庁自身が、今度は反省し、心を入れ替えて1年で照合するというのであるから、この照合作業計画はまことに胡散臭くいかがわしい。この照合が実行不可能で空手形である事は後に論証するが、何も専門的な論証を経なくとも、国民はこの照合ができるはずもないことを本能的に感じ取ったはずである。従って国民は自分の年金記録に不安を感じ、社会保険庁への電話問い合わせが殺到することとなった。当然に社会保険庁の年金記録相談の専用電話回線はパンクして、電話が繋がらない。あわてた安倍総理は、

「マンパワーと電話を増やしていきたい。」

などと言って、態勢の拡充を口約束したが、問題は年金記録の信頼性の回復にあるのであり、専用電話にはない。結局政府はその場しのぎの言い逃れを繰り返し、兵力の逐次投入を行なっているのであり、年金記録の信頼性回復への方策は何ら示されていないのである。

さて最後に、膨大にあると推定される年金受給権の回復手続である。政府自民党は、年金記録の不備に対する受給権の回復については、第三者委員会による判定にゆだねることとした。政府自民党による年金受給権の回復手続は三段階構成となっている。まず、第一段階が、社会保険庁の窓口におけるオンライン・スコープでの照合である。年金加入者が社会保険庁の窓口に行き、自分の年金記録をオンライン・スコープで確認してもらう。その際、年金記録がオンライン・スコープ上にあれば問題はないし、年金記録がなくとも保険料の領収書等の客観的 direct 証拠を加入者が提示すれば、その場で年金記録が訂正され受給権は回復される。さて、ここで年金記録がオンライン・スコープになく客観的 direct 証拠もない場合、第二段階として、オンライン・スコープ以前の原資料との照合を行なわなくてはならない。このためには加入者は原資料照会申請を出して、社会保険庁本庁で原資料との照合がなされるというのである。原資料との照合により年金記録が確認されれば、加入者の受給権は回復するが、原資料にも記録がない場合は、第三段階として第三者委員会での判定が行なわれる。したがって第三者委員会の判定に委ねられる案件というのは、社会保険庁の原資料に年金記録がなく、加入者自身も保険料の領収書等の客観的 direct 証拠の提示が出来ないものの、間接証拠や状況証拠により加入者が年金保険料を支払ったはずだと主張するものということになる。

要するに、年金加入者が客観的 direct 証拠を提示できるもののみが救済を保証される。しかもここで認められるとされている客観的 direct 証拠は、過去の保険料の領収書のほかには、銀行通帳の出金記録や元雇用主の証言などが挙げられているに過ぎない。いったい20年や30年も前の領収書や銀行の取引記録を保管している人がどれほどいるのか？また、社会保険庁の杜撰な年金記録により受給権を侵害されている人は、過去の雇用関係の証言の得られやすい厚生年金加入者ばかりではなく、自営業者を含む多くの国民年金加入者もい

るのである。さらに厚生年金加入者であっても、戦後の激しい経済環境の変化の中で、過去の雇用主そのものが存在しない等の理由により、有効な証言を得られない人も少なからず存在しているに違いない。

安倍総理は、第三者委員会では、客観的証拠がない場合でも、「それなりに筋の通った話には、支払をしていく」などと訳のわからないことを言っているが、第三者委員会は何を根拠に証拠価値の認められない加入者の一方的な主張を認めればいいのか？加入者は、「証拠などないが、それでも私は保険料を支払った。」

と言い張っているのであり、それを言い張っている本人にとって見れば、自分の主張はこのほか筋が通っているのである。安倍総理の筋が通った話と、第三者委員会が認める筋の通った話は根本的に違うのであり、またそれと国民の筋の通り方は大いに違う。政府自民党の案では、国民の正当な年金受給権の回復は保証されない。第三者委員会など、「一応お前のいい分も聞くだけは聞いてやった。」

という、おためごかしのガス抜き機関に過ぎない。

4. 不毛の照合作業

基礎年金番号との未統合の年金データ5000万件あるいは未入力1430万件の手書き原簿の照合作業を、政府は1年で行なうと嘘をつく。野党も、年金データの徹底検証を声高に主張する。すなわち、政府も野党も、現在の社会保険庁の年金記録は不備があり、原資料との徹底照合が必要であるという点においては、完全にその主張が一致しているのである。そしてその照合作業の進め方について国会で論戦が戦わされているが、実はこの議論は不毛である。なぜなら例えどんな精密な照合作業を行なっても、完全な年金データの修復は不可能なのである。以下に証明する。

まず、公的年金制度全体では、平成9年の基礎年金番号導入時点で3億件の年金番号があったことが分かっている。なぜ日本の人口よりも多い年金番号があったかということ、基礎年金番号導入以前においては、加入者が仕事を変えるたびに新しい年金番号が交付されたからである。かつてはサラリーマンが転職をすると、新しい就職先でまた新たな厚生年金番号がついた。

そこで、平成9年段階で3億件の年金番号があったというのであるから、この段階で3億件の年金原記録があったことになり、現在利用可能な最も網羅性のある年金データの母集団は、この3億件の年金番号に対応する年金原簿であると考えることが出来る。従って、最も精度の高い照合作業とは、現在の社会保険庁の年金データと、平成9年段階の3億件

の年金原記録の照合ということになる。この3億件の年金原記録はマイクロフィルムに取られて、紙媒体として保存されている事が分かっている。

さて、3億件のマイクロフィルムに収められた年金記録をチェックするのであるが、一体この記録には一件当たりどれだけのチェック項目があるかを推定しなければならない。さまざまな年金の記録形態が考えられ、氏名・生年月日・加入記録・年金番号・支払記録等どれほどの項目をチェックするかは分からないが、ここでは1件当たり10年程度の年金記録があるとして、それぞれの年度ごとに支払日付・金額等を中心とした5件程度のチェック項目があり、それとは別に本人の特性を確定する一般情報のチェック項目が10件あると仮定する。全体では1件当たり60項目のチェック項目があることになる。

さて、この紙媒体記録をパソコンの画面とチェックするのであるが、無意味情報の単純チェックとしては標準的には1項目2秒の時間と見ておけばいい。マイクロフィルムをプリントアウトした紙媒体を見て、オンライン・スコープと照合し、さらにもう一度紙媒体を見て確認する。この一連の動作に2秒かかると考えるのである。そうすると1枚のチェックに2秒×60項目=120秒で2分かかるので、1時間では25枚のチェックが出来る。1時間は60分なのであるから、理論上は30枚できることになるが、このような単純作業では緊張が50分以上継続しないの、50分でできる作業を1時間分と考えるのである。

さて、1時間に10分のアイドルタイムを含んでこれを1クールと考えると、午前中には2クール、午後には3クールの処理が可能である。これで午前中の作業時間は2時間、午後は3時間となる。ここまでの推定は全て2秒で簡単に1項目のチェックが終わると考えているのであるが、実際には字が判読できなかつたり、処理が不明なものが一定確率であると想定されるので、問題処理のための時間が午前および午後共に1時間は必要である。また、これだけの単純作業を管理するための時間と適正な休息時間も必要であろうから、それを含めて一日5クールが限界と考えるべきであろう。これを二人一組となり、一人がチェックしたものを、もう一人がもう一度チェックして正確を期すことになる。そうするとダブルチェックの二人一組一日5クールで、一日当たり合計75枚のチェックが可能である。

1年間の稼働日数は休暇を含んで200日であるから、この二人一組のチームは年間に15000枚のチェックを行なう。今、チェックを行なう一つのグループを30人単位と考えると、この中には1人のマネージャー、2人のアシスタントマネージャー、2人のテクニカルアドバイザー、および5人の予備作業員が必要と考えられる。結局、常時作業が出来るのは1グループで20人10チームとなる。すなわち30人単位の1グループで年間15万枚の処理が可能ということになる。

ここで処理しなければならない件数は3億枚であるから、これを15万枚で割ると2千チームとなる。3億枚を1年間でチェックするためには、2千チームで合計6万人の人手が必要ということになる。

さて、それではこのように6万人の人手をかけて行なったダブルチェックの精度はどうかということになるが、これがまことに心もとない。チェックを行なってもエラーが発見できない確率をエラー率と定義すると、上記のような単純チェック（ライン・バイ・ライン・チェックという）の場合には、エラー率1%は許容範囲と考えられるので、これをダブルチェックでやると、次の推定エラー件数を計算することが出来る。

$$3\text{億枚} \times 60\text{項目} \times 1\% \times 1\% = 1,800,000\text{件}$$

すなわち3億枚の年金原記録をチェックすると、6万人の人が効率よく1年間ダブルチェックを行なっても、なお180万件のエラーを発見する事は出来ない。180万件のエラーが発見できないという事は、最大180万人の年金加入者の年金受給権が回復できないことを意味するのであるから、この照合作業はその精度において到底許容できない。しかも、この許容できない精度の作業にどれだけのコストがかかるのか？6万人に一人当たり年間3百万円の人件費を支払うとすると、その総コストは1800億円になる。

だいたい、このような単純チェックをやってくれる1年間期間限定の6万人の人の集団は世界のどこにもない。すなわち、政府が年金記録の徹底検証を1年内に行なうというのは、物理的にも論理的にも不可能なのであり、また、それでも何が何でも徹底的にやれという野党の主張どおりのチェックを行なったとしても、そのためには1800億円ものコストがかかり、しかも、そこではやってもやらなくても大して違いの出ない照合結果しか出てこないのである。さらに言えば、ここでの徹底照合なるものは、あくまでも平成9年時点の年金原記録が完全に存在している場合にその完璧性を主張できるが、過去に年金原記録そのものを廃棄してしまった事例もあることが、既にマスコミで報道されている。

社会保険庁には常勤職員数約17,400人、非常勤職員が約11,500人、総職員約28,800人が働いている。これだけの人が半世紀にわたりサボり続けてきた作業をやり直し、照合作業による年金記録の完全なる修復を行なうというのは、いずれにしても不可能なのである。

5. 年金仮払特別措置法

照合作業による年金記録の完全修復は不可能である事が分かった。第三者委員会では、客観的 direct 証拠なき多くの年金加入者の受給権は救済されない。要するに、政府案ではまるでお話にならないのである。それではということで野党の主張を聞いてみても、およそ対案というに値するような政策は何もない。政府の失政を取り上げて、批判しては溜飲を下げていただけの事ではないか。だから内閣支持率も自民党支持率も大きく下げているにもかかわらず、野党支持率は少ししか上がらないのである。それでも少しは支持率が上がったといって民主党あたりは喜んでいるかもしれないが、ここでの支持率の上昇は投票には結びつかない。政権に対する批判が、行き場所がなくて野党支持率の形で一時的に浮かび上がっているだけのことであり、実際の投票となると話は別なのである。

それではどうすればいいのか。現在年金の受給年齢に達している人で、年金記録が確認できないとして受給権を阻害されている人については、本人の主張を認めて、満額の年金を無条件に支払えばいい。その際、本人が保険料の領収書等の客観的 direct 証拠の提示を行なうとすれば、これを確定払いとし、証拠の提示ができないのであれば、それでもこれを認めてこれを仮払とする。こういう時のために、会計学は仮払金という英知を授けてくれているのである。ただし仮払とした年金が後に誤りであったことが判明すれば、当然に還付請求を行う。意図的かつ悪質な不正申請については、公金横領（注1）なのであるから、刑事訴追を厳しく行なっていく。

この間社会保険庁は、5年間かけて現在の年金記録の精度向上を行なえ。これだけ長期間にわたり杜撰に管理されてきた3億件にも上る年金記録を、全件チェックにより1年で修復しようとする事自体が無理があり、だから嘘をつかなくてはならないのである。最初から完璧など望みようがないのであるから、時効期間の5年間を全て使って、計画的に精度を少しずつ上げていけばいい。1年で全件チェックする意味がないことは既に論証した通りであるが、全件チェックなどという非科学的な議論をする前に、なぜ計量分析と統計学を利用しようとししないのか？

現在の年金データの信頼度は、杜撰と言っても、それでも統計学上90%程度の信頼度はあるのではないかと？統計的サンプリングにより、至急現在の信頼度測定を行なえ。幸い母集団は3億件と無限大に近いのであるから、サンプル件数は上限精度と信頼度に影響を受ける割合が少なく、数千件のサンプル数で十分な信頼度測定ができる。全件チェックにかかる1800億円のことを思えば、たいした時間と金はかからないではないか。

しかも年金データの信頼度には必ず一定の偏向が見られる。社会保険庁の管理が全体とし

ては杜撰ではあっても、その中でも信頼度の高いところと低いところのバラツキ（偏差）があるはずである。既に1970年から1980年にかけて行なわれた特例納付制度による年金の一括払いの処理に問題が集中している事が分かっているのであるから、年度あるいは支払形態によっても、信頼度には大きな偏向が確認できるのではないか。このことは統計的サンプリングに計量分析を加味する事により、たやすく測定する事ができる。これまたたいした金と時間はかからない。

人は何となく全件チェックこそが最も正確だと思いがちであるが、巨大な母集団を対象とした全件チェックは、照合自体による誤差率がエラー発見率を上回ってしまうため、その本来の効果を発揮できないばかりか無意味なのである。巨大母集団の精度向上には、100%の完璧を望むことはできないという絶対的現実を受け入れ、99.9%をもって許容値とする柔軟性が必要である。そして一旦100%完璧の呪縛から脱皮できれば、計量分析と統計的サンプリングという人類の英知を使って、巨大母集団の限らない精度向上を達成する事ができる。

さて数週間の時間をかけて現在の年金データの信頼度測定と場所別・支払形態別・年度別信頼度偏差が測定されたとしよう。年金データの場所別・支払形態別・年度別信頼度は、信頼度が100%近いものから許しがたい信頼度のもので、中心極限定理（注2）に従った正規分布をしている。仮に全体としての信頼度が90%であったとすれば、1年目にこれを95%に向上させる目標を立てればいい。標準偏差をはるかに下回る場所及び支払形態並びに年度を検証する事により、比較的低いコストで5%程度の全体信頼度を上げることは可能である。（注3）そして同様の手法により、信頼度を2年目には99%、3年目には99.9%、4年目には99.99%、最終5年目には99.999%とせよ。この結果最終年度でも年金加入者1億人に対して1000人の年金データは修復されないが、それはあきらめよ。このときには既に年金受給者の申請に基づく仮払いは5年の時効が成立し、不正請求の還付請求権は失権している。この期に及んで最大1000人くらいの不正請求は見逃してやれ。

当経済レポートの主張は、年金受給者の自己申告に基づく年金申請の無条件仮払制度による年金仮払特別措置法にある。そして年金仮払特別措置の一方で、統計学と計量分析を駆使した年金記録の99.999%までの精度向上を目標付けるものである。このような主張をすると、それではモラルハザードを引き起こすのではないかと批判する人がいる。自己申告で無条件仮払がなされるのであれば、不正請求を行う人が出てくるというのである。本当にそうか？

年金仮払特別措置法により年金の仮払を申請できる人は、既に受給年齢に達した高齢者で

ある。さらに、ここで言う年金額は、国民年金で年間60万円強、厚生年金で年間100万円程度のものであり、したがって不正請求は国民年金で60万円強、厚生年金で差額の40万円程度のものである。不正請求は公金横領なのであり、当然に刑事訴追がなされることは年金仮払特別措置法にも明記されるのであるから、不正請求者は逮捕・懲役のリスクをかけて不正請求を行わなければならない。また年金仮払制度の裏側には、仮払時効の5年後には年金記録の99.999%までの精度向上が担保されているのであるから、仮に不正請求をしてもそれが発見される可能性は極めて高い。不正請求が発見されずに逃げ切ることができるのは、1億国民の中で最大1000人に過ぎないのである。もともと民族として順法精神の極めて高い日本人が、65歳という高齢になりながら、これだけのリスクをかけて不正請求などするものであろうか？

人は自分に都合の悪い事はきれいに忘れて、自分に都合の良い記憶が造成されるものであるから、悪意なき不正請求が頻発すると言うかもしれない。逆であろう。

「年金を払わない。」

と言うから

「保険料を支払ったはずだ。」

という記憶が造成されるのであり、

「記憶どおりに払う。」

と言うと、

「ちょっと待ってくれ。確かではない。」

と言い出すものである。神のみぞ知る真実を中心として、悪意なき不正請求と善意なき不正請求をバランスさせてみれば、年金仮払特別措置法は、前者を遡減させ後者を遡増させる効果を持つであろう。つまり年金仮払特別措置法は、年金財政に不利どころか、むしろ有利に働くのである。

もとより、本件政府案によれば、年金保険料の領収書は無条件で認められるのであるから、ここでの領収書は金券と化すことになる。不正請求と言うのであれば、むしろこの領収書を偽造するものが出てくるのではないか？犯罪組織の偽札偽造技術は驚くべき進歩を遂げているのであるから、透かしも特殊印刷も施されていない保険料領収書の偽造など、彼らにしてみれば赤子の手を捻るようなものであろう。悪意をもって不正請求を行なうものは、どんなことをしてもやるのである。本件保険金不正請求は、その最大横領額が60万円強に抑えられており、しかも個人別指定払いなのであるから、不正請求の大規模化にはもともとなじまない。

年金仮払特別措置法は景気対策にも効果がある。ここで仮払を受けた高齢者は、受取った仮払年金のほぼ全額を消費するであろう。仮払年金を貯蓄に回そうとするような人は、も

ともと仮払請求などしない。足下の日本経済は緩やかな上昇局面が長期に継続しているものの、その最大の難点は個人消費が盛り上がり、デフレからの脱却の確信が持てないことにある。仮払された年金はその全額が合理的に消費に回ると期待でき、個人消費を押し上げる効果を持つ。少なくとも公共投資による箱物や林道に金を使うより、はるかに経済効果は大きいではないか。

それでも不正請求があるというかもしれない。そうであれば、それでも良いではないか。これらの人は65歳以上にもなりながら、年間60万円の国民年金あるいは年間40万円の厚生年金差額欲しさに、刑事訴追のリスクをかけて不正請求をするのである。犯罪として可愛いものであるし、何よりも高齢者であること自体に、より広い法的行為許容性が認められて良い。この人たちは少なくとも65年間も日本人として、何事か国家と民族の発展に寄与してきた人たちではないか。そんな老人にだまされるのであれば幸せである。

これらの悪意の高齢者にだまされるコストは最大6億円（1千人×60万円）である。歴代社会保険庁長官の天下り退職金は、一人数千万円から1億円を超えるそうであるから、彼らの退職金を還付させれば6億円くらいの金は出てくる。この金を不正請求対策の原資とせよ。最大6億円のコストで、圧倒的多数の国民の年金と国家に対する信頼を得ることができる。国民年金の納付率は上昇するであろう。日本人として生まれてよかったという信頼、日本人として死んでいける幸せを感じてもらうことができるのである。これをやらなくて何の政治か！

6. 年金財政

年金仮払特別措置法を出したとき、モラルハザードなどと言って年金の無条件仮払制度に最も強い反発を示すのは、今回自分の年金を払えと大騒ぎしているその当の国民自身であろう。国民は、自分の年金は自分の主張とおりに払ってもらわなければ嫌なのであるが、だからといって他人が自分の年金を横取りするのは許せないのである。

この一見矛盾したような不可思議な心理は、公的年金の財政運営に関する基本的な誤解から生じている。今回の年金騒動での国民の言い分は、「自分の払い込んだ年金を返してくれ。」ということに尽きている。ところが日本の公的年金制度は、実は賦課方式で運用されており、積み立て方式で運用されているわけではない。つまり、自分の払い込んだ保険料が積み立てられてそこから自分の年金が支払われるのではなく、自分の払い込んだ保険料はとっくに前世代の年金支払のために使われている。だから自分の払い込んだ年金なるものなど、もうとっくの昔になくなっており、それを返せといわれても返し方がないのである。圧倒的多数の国民がこのことを誤解している。自分の払い込んだ年金掛金

が使われてなくなっている以上、他人が自分の年金を横取りすることなどありえないではないか。

一般に年金の財政方式には積立方式と賦課方式の二通りがある。積立方式とは将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ積み立てていく財政方式であり、賦課方式とはこの原資を支払時の現役世代の保険料で賄う財政方式のことをいう。日本の公的年金は賦課方式による財政方式をとっており、ここに全ての問題の根源がある。積立方式では、年金加入者の将来の年金受取額は、基本的にその加入者が現役時代に年金掛け金として払い込んできた積立金より支払われる。民間企業で退職年金制度を採用しているところは積立方式である。積立方式ではいわば自分達の老後資金を自分達で積み立てているのであるから、たとえば年金を途中で退職等の理由でやめるという選択もあるのであり、その場合には当然にその時点まで積み立てられた掛け金額は加入者に返還される。これに対して賦課方式では、自分の老後の年金は、その時点の現役労働者の年金掛け金から支払われるのであるから、途中で年金をやめて掛け金の払戻を受けるという選択は基本的にありえない。このため公的年金での賦課方式では全員参加の強制加入年金でなければ制度設計ができないのである。ここでは世代間を超えた扶養の約束が前提となっている。すなわち、国民の制度への信頼がなければ、公的年金制度は機能しないのである。

さて、そこで問題の国民年金と厚生年金の年金財政貸借対照表を示すと次の通りである。原典は、厚生労働省年金局作成の厚生年金・国民年金平成16年度財政再計算結果（報告書）である。（注4）

厚生年金(3.2%)

財源	兆円	給付	兆円
将来保険料	1200	将来期間給付	970
		過去期間給付	740
積立金財源	160		
過去期間国庫負担	150		
将来期間国庫負担	190		
合計	1700	合計	1710

国民年金(3.2%)

財源	兆円	給付	兆円
将来保険料	120	将来期間給付	160
積立金財源	10		
過去期間国庫負担	60	過去期間給付	120
将来期間国庫負担	80		
合計	270	合計	280

厚生年金(2.1%)

財源	兆円	給付	兆円
将来保険料	1830	将来期間給付	1730
		過去期間給付	900
積立金財源	260		
過去期間国庫負担	190		
将来期間国庫負担	340		
合計	2620	合計	2630

国民年金(2.1%)

財源	兆円	給付	兆円
将来保険料	180	将来期間給付	290
積立金財源	20		
過去期間国庫負担	80	過去期間給付	150
将来期間国庫負担	160		
合計	440	合計	440

厚生年金および国民年金のタイトルの次に（括弧）で示されているのは、年金債務の割引率である。年金債務は超長期の将来債務であるため、一定の割引率で現在価値に割り引いた金額が債務額として示される。最初の2つは割引率3.2%で割引計算した厚生年金と国民年金の年金財政貸借対照表であり、赤く表示されている部分は、加入者の過去勤務（年金掛金支払期間）に対する年金債務とそれに見合いの年金資産を示す。

3.2%での割引計算では、厚生年金の場合、過去勤務債務が740兆円に対して年金資

産は160兆円しかない。国民年金では同じく3.2%割引で、過去勤務債務が120兆円、年金資産が10兆円となっている。すなわち厚生年金で580兆円、国民年金で110兆円の債務超過になっているのであり、加入者が過去払い込んだ年金掛金など、そのほとんどが既になくなってしまっている。従って、国民は、自分が払い込んだ年金掛金が、年金仮払制度により他人に横取りされるなどという余計な心配はしなくてよろしい。

そこで今度は割引率2.1%での年金財政貸借対照表のほうを見てみると、過去勤務債務が厚生年金では900兆円、国民年金では150兆円と計算されている。年金債務は将来債務の割引計算なのであるから、金利が上昇すると減少し、金利が下降すると拡大するのである。さて、このことから我々は超長期の金利が2.1%から3.2%へと1.1%上昇すると、厚生年金の過去勤務債務が160兆円、国民年金の過去勤務債務が30兆円減少するという驚くべき事実を理解することが出来る。さて、平成17年当時の10年もの国債の金利は1.3%であった。現在の10年もの国債の金利は1.9%である。長期金利はこの2年間で0.6%も上昇している。すなわち、公的年金財政はもともと破綻寸前の劣悪さではあったものの、少なくともこの2年間で、数十兆円規模での大幅な財政改善が行なわれているのであり、その中では仮払年金の財源など、どう転んでも誤差の範囲程度の金額的重要性しか持ちえない。そしてその限りにおいては、仮払年金の財源はたっぷりあるのである。

それでは今回騒がれている消えた5000万件および未入力1430万円の年金記録は、一体いくらかの年金債務のことを問題としているのであろうか？社会保険庁がどうしてもこの金額を出してこないで、止むを得ず、当経済レポートが推定計算を行なう。

社会保険庁が平成19年2月に公表した「平成17年度社会保険事業の概況」によれば、平成17年度の公的年金の受給者年金総額は45兆円であり、このうち国民年金が15兆円、厚生年金が24兆円であった。一方、同年度の受給者総数は5070万人（重複受給者を含む）で、このうち国民年金が2395万人、厚生年金が2316万人である。したがって、公的年金の一人当たり年間受給額は、国民年金で63万円、厚生年金で104万円と計算される。

さて、消えた5000万件の内訳は、国民年金が1100万件、厚生年金が4000万件であり、追加の1430万件は全て厚生年金であることが分かっている。ここで問題になっているのは、国民年金についてはその受給権そのもの、厚生年金は上乗せ差額部分がほとんどであろうから、問題となっているのは国民年金部分については63万円、厚生年金については差額の41万円であると考えられる。そうすると、消えた5000万件については、国民年金部分が6.9兆円（1100万件×63万円）、厚生年金部分が16.4兆円（4

000万件×41万円)、合計23.3兆円と計算される。同様に追加の1430万件については5.8兆円となる。

このように、消えた5000万円の年金受給額は年間23兆円になると推定されるが、これを年金債務に置き換えるためには、5000万件に対応する人の年齢を推定し、その平均余命を計算しなければならない。これらの人が年間23兆円の年金をもらうのであるが、何年間分の受給期間があるのかを計算したいのである。仮にこれらの人が65歳で年金受給を開始して平均75歳まで年金を受取るとすれば、年間23兆円の年金受給額はとりあえず現在価値割引前の概算値で、230兆円の年金債務となる。しかし消えた5000万件については、実はこの推定計算に意味はない。なぜなら、消えた5000万件などと言っているものの、この記録は基礎年金との統合が未了となっているだけで、社会保険庁のコンピューター上にはデータとして入っているのであるから、前述の年金財政貸借対照表での年金債務計算には既に反映されているからである。

そこで問題となるのは追加の1430万件である。こちらの方は入力そのものがなされていないのであるから、年金財政貸借対照表上の年金債務計算には反映されていない。従って、こちらのほうが問題は深刻ということになるのであるが、幸いなことに追加1430万円の年金債務はきわめて僅少なものと推定される。なぜなら、1430万円の旧式年金記録は、「1954年4月1日以降に厚生年金から脱退して1959年3月31日までに再加入していない人」のデータなのであるから、その対象となる人は1954年時点において少なくとも勤労年齢の20歳に達していたと考えられるからである。そうするとその人が現在生存しているとすれば、現在その人は最若年で73歳になっていると考えられるのであり、その人の平均余命はきわめて僅少である。おそらく追加1430万円の年金記録から出る追加年金債務は1兆円未満のものにしかならないであろう。年金財政計算上は、これまた誤差の範囲なのである。

8. ゲームの理論

長々と年金記録問題を論述した。現在の年金記録問題の深刻さを、杜撰な年金記録の修復作業の困難性を認識しつつ、年金財政全体を勘案して現実的な対応策を考えると、どうしても年金仮払制度しかないように思うのであるが、いかがであろうか？

当経済レポートの提唱する年金仮払特別措置法は、不正請求に対する乱用防止に対しても十分な抑止力を具備したものではあるが、これを行政の側から言い出す事はありません。官僚としての自己否定につながるからである。年金仮払制度は、その制度の基本思想として、

「民の主張が正しく官の記録は間違っている」

ことを前提としている。いくら社会保険庁が世論の批判に晒されているといっても、社会保険庁が、それではということで、

「私は確かに間抜けなグータラでございましたので、ここは一つ仮払でもさせていただきます。」

などと気の利いたことを言うわけがないではないか？

政治の力が試されているのである。私は最近の安倍総理の言動を見てみると、どうも年金仮払をいつか言い出したくて、ウズウズしているように思えてならない。

「筋の通った話には支払をする。国民は安心してくれ。」

というのは、現状でこの人が言いうる精一杯の政治的発言なのではないか？これだけのことを一国の宰相が言うからには、この人は年金仮払特措法の腹を心中で決めているか、あるいはよほど腹黒い詐欺師かの、どちらかしかありえない。

であれば、年金記録問題で攻勢に入った民主党こそ、年金仮払特別措置法を提唱しなければならない。民主党が年金仮払特別措置法を言い出すと、自民党はモラルハザードを持ち出してこれを批判する。

「そんな法案は政権を担当していないものの無責任な思い付きに過ぎない。」

と言うのである。これに対しては本稿で論述した詳細な実施プランと理論的根拠を示しつつ、

「民主党は国民を信じるのだ。」

と言い放てばいい。民主党は参議院選挙で大勝し、一気に衆議院を解散して、冗談ではなく本当に政権政党となる可能性がある。

反対に民主党がこのまま年金記録の批判だけを行い、そのまま参議院選挙に突入するとせよ。それでも自民党の苦戦は必定である。選挙戦の苦戦が伝えられたいずれかの段階で、安倍総理は年金仮払特別措置法を言い出すであろう。そうすると、仕方がないので民主党はモラルハザードを持ち出して年金仮払制度を批判せざるをえない。そこで安倍総理は言うのである。

「私は、最後は国民を信じたいのです。」

これ一発で自民勝利は確定する。

これをゲームの理論 (注5) と言う。この法案は言い出したほうが勝ちなのである。政治家諸兄の健闘を祈る。

2007年6月18日 公認会計士 細野祐二

- (注1) 業務上横領。刑法第253条。10年以下の懲役。
- (注2) 中心極限定理は「数多くの場所で実験を続ければ、平均の分布はやがて正規分布に近づく」とする。旧月島経済レポート第35号「ヘッジファンド」P17参照。
- (注3) 正規分布における標準偏差の2倍の外 ($\pm 2\sigma$) にある偏向集団は、母集団全体の4.56%しかないので、特例納付のような異常極限点は全体の2.28%未満である可能性が高い。まず 2σ をつぶすだけで正規分布の標準点は相当程度右方移動することが期待できるし、この 2σ 運動を連続して行なうことにより、標準点は限りなく信頼度100%に漸近する。旧月島経済レポート第35号「ヘッジファンド」P15参照。
- (注4) 旧月島経済レポート第17号「破綻する公的年金の恐怖」参照。
- (注5) 旧月島経済レポート第22号「脅威のソロスチャート」P14参照。